



しるべ  
標

富岡 勝則

皆さんこんにちは。

いよいよ今年もあと1か月足らず、なにかとせわしい師走の時期がやってきました。12月は市議会定例会の開催月でもあり、私も「師走」の例にもれず、慌ただしい月となりそうなのですが、時間に追われてあせっていると、思いもかけない失敗をして、かえって時間がかかってしまうというようなことがあります。「急がば回れ」ということわざもありますが、慌てそうな時にこそ、一呼吸おいて落ち着いて行動したいものです。

ところで、10月の下旬に朝霞市レクリエーション協会主催の登山に出かけてきました。場所は、福島県郡山市の西部にある高旗山で、標高は968メートル、車が通ることができる林道が登山口まで続いているため、比較的多くの方に楽しんでもらえる人気のコースということでした。当日は、心配されていた雨もなく、登山口まで林道を1時

間ほどかけて歩き、そこから山頂までの険しい登山道をおよそ1時間かけて登りました。日ごろからの疲れもあり、また、久しぶりの登山なので、途中で何度か引き返したくなったのですが、なんとか頂上までたどり着くことができました。山登りは、登る山やコースによって難易度がありますが、そうしたものに關係なく、くじけそうになる心に打ち勝って、目標としていた頂上にたどり着いた時の達成感というのは、何度味わっても気持ちのいいものでした。その後、バスに乗り、宿泊先の猪苗代湖自然の家へ向かい、夕飯の途中まで皆さんとご一緒させていただき、翌日の用務の關係で私だけ帰路につきました。今回の登山は、忙しい合間をぬってのもので、肉体的には疲れましたが、精神的にはとてもよい気分転換となりました。こうしたイベントというのは、なかなか申し込みにくいものですが、参加してみると結構楽しいものです。次回は、皆さんもいかがでしょうか。

それから、余談となりますが、猪苗代湖自然の家周辺には、スキーや登山をはじめ、そばや喜多方ラーメンの食べ歩きなど、四季を通じて様々な楽しみがあります。そして、何よりも「会津の達人」の職員が4人おりますので、多くの皆さんにこの施設をご活用いただければと思います(お問い合わせは、生涯学習課まで)。それでは、また。

## 朝霞市は男女平等を進めています

### —DV(ドメスティック・バイオレンス)を知ろう⑧— 加害者の意識

暴力を振るう男性については、感情のコントロールができない、飲酒や薬物の使用が原因で起こる、子どものころの環境が影響しているなどさまざまな見解があります。しかし、その中でもDV加害者に共通しているのは、妻や恋人に対してなら暴力を振るってもよいと考えていることや、暴力を振るわせる女性側に非があると思わせて女性を支配するために暴力を選んでいるところです。つまり、暴力を振るっているという認識が薄く、妻や恋人は自分に奉仕して当然という自己中心的で男性優位の考えがあるのです。パートナーに変わってほしいと願っている女性が多いのも事実ですが、このような暴力の習慣を変えるのはたいへん困難であるといわれています。

\*このコラムは、「朝霞市男女平等推進事業企画・運営協力員」との協働により掲載しています。

問い合わせ／人権庶務課 内線2255  
☎048-463-2697(直通)

## ひとの推移



人口	12万8,227人	(+ 229人)
男	6万5,798人	(+ 126人)
女	6万2,429人	(+ 103人)
世帯数	5万7,770世帯	(+ 154世帯)

平成20年11月1日現在( )内は前月比

## 投票行動意識調査結果メモ(第4回)

投票行動意識調査から頂いたご意見をご紹介します。

- ・候補者が選挙カーに乗って運動員が候補者の名前を連呼するだけでは効果がない。
- ・選挙カーを午後7時までにして欲しい。
- ・選挙前の街頭演説や選挙カーはたいへん迷惑。



投票日前に行われているさまざまな活動は、「選挙運動」といわれるもので、各候補者の人物、政権等を含め、選挙人(投票する人)に対して、誰を選挙すべきかの判断の基礎を与える行為です。「選挙運動」には選挙が公平に行われるよう、公職選挙法により一定のルールが定められています。今回から数回に分けて、選挙運動期間・種類・方法などについて皆さんにお知らせします。

まず今回は、「選挙運動の期間」についてです。

**選挙運動期間は、立候補届出が受理された時から投票日前日までです。**

この期間中は、「選挙カーなどでの連呼行為や街頭演説は午前8時から午後8時までの間行うことができる」とされています。なお、届け出が受理される前の選挙運動は「事前運動」といわれ、禁止されています。また、投票日当日の選挙運動も禁止されています。

- 立候補届出前でもできること…立候補の準備・選挙運動の準備
- 立候補届出前にできないこと…投票依頼・投票依頼と認められる行為
- 投票日でもできること…選挙ポスターなどを前日のまま貼っておくこと

次回は選挙運動の種類についてご紹介する予定です。

問い合わせ／選挙管理委員会 内線2412  
☎048-463-2444(直通)